

## 感染症等の予防及びまん延の防止のための指針

### (基本方針)

第1条 本事業所は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という。)の健康と安全を守るため平常時から感染症等の予防に十分に留意するとともに、感染症等発生の際には、必要な措置を講じなければならない。そのため、感染症等の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるように本指針を策定し、従業員は本指針に従い、業務にあたることとする。

### (感染症等対策委員会の設置)

第2条 事業所で、利用者等の感染症等予防及びまん延防止のための対策を検討するための、感染症等対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の構成員及び専任の感染症等に対応する者(以下「担当者」という。)は別表1のとおり。

3 委員会は、定期的(おおむね6月に1回以上)かつ必要な場合に委員長が開催する。

4 委員会の開催にあたっては、必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

なお、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催する他の会議体と一体的に行うことも差し支えない。

5 委員会の検討事項は次のとおりとする。

- ①感染症等対策委員会の組織整備
- ②感染対策の立案
- ③指針の整備
- ④利用者等の健康状態の把握
- ⑤感染症等発生時の対応
- ⑥研修・教育計画の策定
- ⑦事業所内の感染症等対策実施状況の把握及び評価

### (平常時の対策)

第3条 事業所は、利用者等の健康と安全を守るため平常時の対策は次のとおりとする。

- ①利用者等の健康管理
- ②標準的な感染予防策
- ③事業所内の衛生管理

(感染症等発生時の対応)

第4条 事業所は、感染症等が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を優先とし、次のとおりとする。

- ①発生状況の把握
- ②感染拡大の防止
- ③市町村への報告
- ④保健所及び医療機関との連携

(従業者に対する研修の実施)

第5条 事業所は、従業者に対し、感染症等対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的として「感染症等の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

附 則

この指針は、令和5年6月17日より施行する。